

四日市市告示第316号

四日市市都市計画まちづくり条例（平成19年12月21日四日市市条例第52号）第5条の規定により都市計画変更の原案を作成したので、同条例第6条第3項の規定により公聴会の開催を告示する。

令和5年4月21日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の原案の種類・名称・位置及び区域

種類：都市計画下水道の変更

名称：四日市都市計画下水道 第1号 公共下水道

位置及び区域：都市計画の図書において表示する。

2. 都市計画の原案の閲覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部都市計画課

四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局 管理部経営企画課

四日市市日永西三丁目2-18

四日市市市民文化部日永地区市民センター

閲覧期間：令和5年4月21日（金）～令和5年5月12日（金）

8:30～17:15（※土・日曜日及び祝日を除く）

3. 公聴会の開催の日時及び場所

日時：令和5年5月17日（水）19時から

場所：総合会館7階第3研修室

4. 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

公聴会に出席して意見を述べようとする者（公述申出人）は、同条例施行規則第3条に規定する公述申出書（第1号様式）を市に提出するものとする。

公述申出書の提出期限：上記の閲覧期間内とする。

提出先：〒510-8601 四日市市役所都市計画課へ

5. その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述申出人がないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

（都市整備部都市計画課）